

ネパール・ラナ専制政治体制における教育制度創設の萌芽

中 村 裕

はじめに

本研究の目的は、ネパール王国(Kingdom of Nepal. 以下、ネパール)のラナ専制政治体制(Ranacracy. 1846-1951)における教育普及および改革の試みを、王政復古(1951)以後における国家規模の教育制度創設計画に先行する直接的ないし間接的な端緒であったと位置付け⁽¹⁾、特に20世紀に公布された二つの法令(「教育法1938」; 「ネパール統治法1948」)に焦点を当てて究明することである。

南アジアに位置する小国ながら、そのうちに希有な文化的、政治的特徴を孕むネパールにおける教育開発の歴史究明の意義や必要性については、これまで別稿で指摘してきた(中村2001; 2002; 2003ab; 2004a)。すなわち、現在のネパールにおいて「教育問題」とされる事象についての理解を深め、その解決への方途を模索するためには、「問題」に係る背景を探究し、教育計画や政策の歴史的展開を解明する必要があるが、その際に特に有効であるのは、今日の教育計画に直接関係しつつ、遡行し得る最前の時期である王政復古期(1951-1959)における教育計画および政策に注目することであると考えられる。しかし、王政復古前後の教育事象の連続性に鑑みれば、王政復古以後の教育計画および政策にのみ留意することは適切ではない。

王政復古期における教育計画は、普遍的教育と民衆のニーズに適応した教育を提供する、全く新しい教育制度の創設を提言したネパール国家教育計画委員会(Nepal National Education Planning Commission. 以下、NNEPC)による報告書に基づいて立案されたのであるが(中村2004b, 4), 同報告書においては、従来の学校が非実践的で非効率的であると批判されながらも、他方では、それぞれの学校や教育機関の優れた点は、新しい教育制度を構成する学校に積極的に採用されるべきと述べられている(NNEPC 1956, 46)。また、1858年に国内の英学教育施設の円滑な運営のために設置された教育局(Department of Education), ならびにその長である教育局長(Director of Education. 後に公教育長官[Director General of Public Instruc-

tion]に昇格し、王政復古後は公教育長[Director of Public Instruction]と改称)職は、王政復古以後も1951年に新設された教育省(Ministry of Education)の中心部局として存続しており、王政復古前後の教育行政に係る連続性も看取することができる。

それ故、王政復古以後の教育計画および政策に正当に接近するためには、少なくともラナ専制政治体制における教育普及および改革について追究する必要があると考えられ、この課題意識は、ラナ時代における英学教育の発展と、そのネパールに与えた影響について明らかにした中村(2001)においても通底している。しかし、同論文において対象とした時代は、ラナ専制政治体制の創始者 Jang Bahadur Kunwar Rana(首相在職1846-1856, 1857-1877; 大王在位1856-1877. 以下、在位)から Chandra Shamsher Jang Bahadur Rana(在位1901-1929)の時代までに留まり、ネパールの教育発展において、少なくない数の学校が設置され、また教育法令の整備によって王政復古以後の教育制度創設の端緒を開いたと言う意味で、特に重要であると考えられる1930年代、1940年代の教育改革については、同論文において直接は論究し得ていない。そこで、本研究においては、中村(2001)の成果に基づきつつ、同論文を補うべく、同時期における教育改革を、特に教育に係わる二つの法令に焦点を当てて追究することとする。

なお、ラナ専制政治体制における教育普及および改革への直接の論究は、中村(2001)以外では、管見の限り日本では散見できない⁽²⁾。一方、ネパールやインドでは、教育史だけでなく、社会史の領域においても、ラナ時代の教育計画および政策について言及する先行研究が相当数存在するのであるが、多くは Chandra Shamsher の時代までを主要な対象期間としており、それ以後を主たる対象とする本研究とは異なる⁽³⁾。

以下では、まず中村(2001)において言及した Jang Bahadur から Chandra Shamsher の治世(1846-1929)におけるネパールの教育発展について補足しつつ整理し、次に Juddha Shamsher J. B. Rana(在位1932-1945)

らの教育政策と、彼の時代に施行された通称「教育法1938」(Education Code of 1938)の特徴を、教育制度の組織に係わる条項に焦点を当てて明らかにする。さらに、Padma Shamsher J. B. Rana(在位1945-1948)による教育改革の試みと、彼が発布したネパール統治法(Government of Nepal Act 1948)の特徴等を同様に究明し、最後に今後の課題を述べる。

I Jang Bahadur による英学学校の創設と後継者たちの教育政策

1 Jang Bahadur, Ranoddhip Singh および Bir Shamsher の教育政策

現在のネパール王国の版図は、18世紀末までに現Shah王朝の祖によってほぼ統一されたものの、程なくして王権が衰えて国内は混乱した。この状況において頭角を現したのがJang Bahadurであり、彼は、1846年のいわゆる王宮大虐殺事件を経て国政の全権を掌握し、国内の実質的な最高権力者である首相(Prime Minister)・大王(Maharaja)位をラナー族が世襲するラナ専政政治体制を創始した。その後100年余続いたラナー族による支配は、教育普及の観点から見れば、「普遍的教育の阻害の時代」(Upraitly 1962, 33), 「支配者層による教育の全体的抑圧」の時代(Wood 1965, 9)などと屢々評価される。

17世紀後半のインドにおけるイギリス東インド会社勢力の隆盛は、隣国ネパールの対外関係に多大な影響を及ぼしたが、Jang Bahadurは、外向的には徹底的に親英政策を採用した。彼は、イギリスの文物に対しても強く興味を示し、外国人を雇用してインドやイギリスの雑誌をJang Bahadurに読み聞かせ、また、彼の息子たちに英語などを教授させ、他方では、ネパール人留学生を英語習得のためにインドへ派遣した。こうした彼の傾向は、1850年から翌年に掛けてのヨーロッパ訪問以後より顕著になり、1853年頃には、英語教育を含むイギリスの文物についての教育(英学)を提供する学習クラスがJang Bahadurの私邸に開設された。このクラスは、一般にダルバール・スクール(Durbar School)と呼称され、ネパール初の英学学校とされている⁽⁴⁾。またJang Bahadurは、同校の円滑な運営のために教育局を創設し(1858)、第四子を同局長に任命したが、その後10数年の間にダルバール・スクールは整備され、第1学年から第8学年までの生徒に対する教授が為されるようになった⁽⁵⁾。しかし、同校はきわめて閉鎖的で、Jang Bahadurの治世においては、彼の子息のみ(兄弟や甥を含むとする説もある)が入学を許可さ

れていたに過ぎなかった⁽⁶⁾。Jang Bahadurの没年(1877)前後に教育局長であったDhir Shamsher(在職1875-1881)のもとで、ダルバール・スクールは、ラナー一族のほか一部の廷臣の子弟にも開放され、カルカッタ大学(Calcutta University)との提携において第10学年相当の教育を提供するに至る⁽⁷⁾。この移転および第10学年までの整備等をもって、ダルバール・スクールのハイスクールへの昇格と見なす文献も多いが、その年代は必ずしも明らかではない⁽⁸⁾。とはいっても、この頃にラナー族以外の者にも組織的な英学教育を受ける機会が拡大したことは多くの資料において共通している⁽⁹⁾。しかし、ラナ為政者は、一部の例外を除いて、民衆への教育普及の必要性も有用性も認識しておらず(Aryal 1970, 57), インドにおいて民衆がイギリス支配に抗し始めた以後は、民衆の啓蒙がラナ家專政を動搖させると認識して、敢えて民衆を無知蒙昧な状態に留めておくことがラナ政府の政策において重要な課題とされたのであった(Maskey 1996, 135)。

他方で、ラナ為政者は、サンスクリット語による宗教教義等に係る教育(サンスクリット教育)を受けた者を專制政治体制への脅威とは見なさなかつたから(Wood 1965, 49), サンスクリット教育の普及を必ずしも阻害しなかつた。特に、Jang Bahadurの跡を継いだRanoddhip Singh K. Rana(在位1877-1885)や、彼を暗殺して首相・大王位に就いたBir Shamsher J. B. Rana(在位1885-1901)は、サンスクリット教育を保護奨励して幾つかのサンスクリット・スクールを新設し、優秀な成績を収めた生徒は、政府の奨学金を受けて、インドにおけるより高度なサンスクリット教育を受けることが可能となつた(Maskey 1996, 162)。

2 Dev Shamsher の民衆教育の試みと Chandra Shamsher によるカレッジ創設

急死したBir Shamsherの首相・大王位を継承したDev Shamsher J. B. Rana(在位1901)は、それまでのラナ為政者と異なり、国の近代化のためには民衆への教育普及が肝要であると考え、彼らを対象とした教育制度の確立を目指し、また、当時1%以下と言われた識字率を上昇させることを試みた(Rana 1978, 114)。彼は、ネパール語を教授用語とする三年制初等学校の新設を決定し、50人の学齢児童を有するコミュニティに学校を設置して1人の教員(一定の教育を受けたブランマンが想定された)を配置する布告を出して(MoE 1961, 7; Upraitly 1962, 39)⁽¹⁰⁾、これらの学校の設置を図った。MoEによれば、カトマンズ盆地内に女子学

校 (kanya pathsala) を含む50校の、盆地外に100校の初等学校が新設されたという (MoE 1961, 7)⁽¹¹⁾。

こうして村落の宿屋や休憩所などに設置された学校は、ネパール語を教授用語とすることから国語学校 (language school/ bhasa pathsala) と呼ばれ⁽¹²⁾、教科書⁽¹³⁾、スレート、鉛筆などを無償で供与して、3R's を中心に、ネパール語、サンスクリット語、歴史、地理などを教授したが、特にカトマンズ盆地外においては、僅かな教育を受けたブラー・マンすら確保できなかつたために慢性的な教員不足の状態が続いた。故に、タライ地方においては、冬期にネパールを訪れていたインドの文人カースト (Kayashta) を教員として採用することで、この問題に対応した (Shrestha 1967, 26)。

以上のような、Dev Shamsher による教育普及計画には、最終的には、カトマンズ盆地内における初等学校のネットワーク構築、一村につき一つの初等学校の設置、さらには、大学 (university) 創設に向けたステップとしての一年制カレッジの設立も含まれていた (Regmi 1950, 165)。また、ダルバール・ハイスクールの教授用語をネパール語とし、同校を民衆に開放するほか、ネパール語教科書の充実も Dev Shamsher の教育計画として今日に伝わっているが、これらの多くは、Chandra Shamsher による首相・大王位奪取によって充分に実行されることはなかった。

Chandra Shamsher は、首相・大王位の継承後直ちに、前任者によって設置された学校のほぼすべてを閉鎖するなど、強い反動的政策を執ったため、1910年の時点でもカトマンズ盆地内の初等学校数はおよそ25校に留まっていたが (Uprait 1962, 40)，やがて彼は親英政策の一環として、山岳地域を中心に初等学校等を設置せざるを得なくなつた。すなわち、第一次世界大戦 (1914-1918) に至り、イギリス政府は大量の兵力を必要としたが、インド総督・副王が、軍事訓練の円滑化および効率化のため、同軍への参加最低限の読み書き習得を条件とした故に、ネパール人傭兵のイギリス・インド軍参加を積極的に提唱した Chandra Shamsher は、勇壮で知られた民族が多く居住する山岳地帯に初等学校を設置し、既存の学校にも教員を加えたのである (Aryal 1970, 25; Shrestha 1967, 27)。こうしてイギリス・インド軍に約20万人のネパール人傭兵が登録されたが、彼らは、ネパール語によって組織的大規模な世俗的教育を受けた最初の民衆集団となり、また、初等学校が設置された村落には、主として退役軍人によって国外の文物がもたらされ、それは後に社会的変化を招来する源泉となった (Uprait 1962, 41)。

また、同時期にはタライ地域にも学校設置命令が出されているが、これは、Chandra Shamsher がインドにおけるナショナリズムのネパールへの波及を遮断しようとした試みであったとされる (中村2001, 72-73)。さらに、Chandra Shamsher によって国内に幾つかの英学学校やサンスクリット・スクールも設置された。

また、Chandra Shamsher は、ネパール最初の英学高等教育施設であるトリプヴァン・チャンドラ・カレッジ (Tribhuvan Chandra College. 後にトリーチャンドラ・カレッジ [Tri-Chandra College] と改称) を創設したことでも知られている。当時、高等教育機関がネパールには存在しなかつた故に、ハイスクールを修了し、公的に高等教育を受ける場合には、ネパール人学生は為政者の許可を得てインドの大学が実施する入学試験に合格しなければならなかつたが、この頃ダルバール・ハイスクール修了者は増加し⁽¹⁴⁾、インドへの留学生数も増加しつつあった。Chandra Shamsher は、当初は国内のカレッジ設立には消極的であったが⁽¹⁵⁾、こうした留学生が、インドにおいて昂揚していた独立運動に接触して政治的に覚醒することを恐れて、直ちにカレッジ開設に着手し (MoE 1961, 7)，遂に1918年4月頃に国王と自らの名を冠するトリプヴァン・チャンドラ・カレッジを創設したのである (中村2001, 72-73)。

同カレッジやダルバール・ハイスクールに代表される英学教育施設は、ラナ時代を通じて、教育局長のもとで緩やかに管理運営されたが、同カレッジが本格的に始動するのに伴い、英学教育の活性化および統制強化のために、Chandra Shamsher は教育局長を公教育長官に昇格させた。また、同じ頃にサンスクリット・スクールおよび国語学校を所掌するサンスクリット教育局も常設機関となつた (Shrestha 1971, 33-34; Rizal 1987, 147)。

II 教育行政の整備と「教育法1938」の施行

1 Bhim Shamsher による教育行政の整備と反ラナ運動の胎動

先に述べた通り、Chandra Shamsher の治世には、インドに留学するネパール人の数が増加したが、彼らの中には、非常に少数ではあるものの、直接的間接的にラナ家專政に対して異を唱えるものも現れた。Chandra Shamsher が彼らを厳しく弾圧し、また、英学教育を受けた少数のネパール人エリートがラナ家打倒の前段階としてインドの民族運動に参加したこともあるって、彼の時代にはラナ專制政治体制が大きく動揺することは

なかったが、インドにおけるイギリスの支配力低下に呼応して、徐々に反ラナ運動は拡大していく。

Chandra Shamsher が1929年に没した後、首相・大王位を継いだ Bhim Shamsher J. B. Rana(在位1929-1932)は、前任者の寵臣の肅清を始めたが、学校の教員や教育局職員も例外ではなく、幾割かの者が解任された。こうした例はラナ為政者全般に見られるが、教育に係る経験を有する者の解雇によって、首相・大王が変わる度に、前任者のもとでの教育制度の発展が後退したとされる(Rizal 1987, 107)。

しかし、Bhim Shamsher は、その短い在位期間にも係わらず、幾つかの教育に係る重要な政策を行っている。その最大の業績は、英学教育施設(英学学校のほか、技術学校、図書館、官吏養成学校、出版委員会を含む)とサンスクリット教育のそれ(国語学校、伝統医療学校などを含む)を明確に区分し、後者の運営のためにサンスクリット教育局を整備したことである(1930頃)。また、Bhim Shamsher の時代に農業、技術といった専門学校が設置され(1930)⁽¹⁶⁾、トリーチャンドラ・カレッジやダルバール・ハイスクールにおいて幾つかの課程ないし教科が加えられたほか、数校の英学学校が第10学年までを備えてハイスクールに昇格した。また、Chandra Shamsher の時代に継続して、教員給与や教育施設整備費が国庫から支出され、さらに、留学援助費用や成績優秀者に対する報奨金も支給された。加えて、Chandra Shamsher の尽力によって彼の最晩年(1929)に設置されたカトマンズの試験センターは、1932年には、中間理学士課程(Intermediate [of] Science)の試験実施をパトナ大学から許可されるに至った(Rizal 1987, 110)。

一方で、Chandra Shamsher の治世において既に萌芽が見られた政治運動、社会改革運動、あるいは反ラナ運動は(中村2001, 73-74)、Bhim Shamsher の時代にはさらに生長しつつあった。例えば、40数人の有志が、近代知識の普及を目指して図書館設置の陳情を試みたが、Bhim Shamsher が、民衆の覚醒に通ずるとしてこれを弾圧した図書館事件はよく知られている。また、ネパール最初の反ラナ政治結社であり、ラナ政権打倒と立憲君主制の樹立を目指した「激しきゴルカ」(Prachand Gorkha)が1931年に結成されたが、Bhim Shamsher によって直ちに弾圧された。

2 Judda Shamsher の教育政策と「教育法1938」の特徴

教育行政の整備に成果を残した Bhim Shamsher は1932年に急死し、その首相・大王位は、弟の Judda

Shamsher に継承された。彼は、他のラナ為政者と同様に、国庫を私物化し民衆からの搾取を続けたが、内政においては、農業、産業、商業の近代化、司法制度の整備のほか、消防隊の組織、軍人や政府職員の年金制度の整備など多くの治績も残している(Shaha 1990ii, 150-151)。また、幼児婚への制限、祭祀に係る費用削減の推奨、服喪期間の短縮などの社会改革が試みられたほか、「ネパール語出版委員会」(Nepali Bhasa Prakashini Samiti)や「翻訳評議会」(Bhashanuvad Parishad)などの組織によってネパール語の振興も図られ⁽¹⁷⁾、内外の資料を収集する図書館も設置された。

教育についても、Judda Shamsher は、国家発展のためにその普及が肝要であるとして、多くの業績を残している。例えば、前任者の治世において設立された専門学校を整備し、梳毛、紡織や染色訓練などの提供を始めたほか、「産業評議会」(Udyog Parishad)や「農業評議会」(Krishi Parishad)を設置して、国内の産業の振興に努め技術教育を推進した(Vaidya ほか1993, 285-288)。さらに、在位期間を通じてサンスクリット・スクールを積極的に設置し、当該教育局に副局長職を創設して、サンスクリット教育の発展を図った(Rizal 1987, 148)。その他、公教育長官に国内の教育政策について助言する教育委員会(Education Committee)がネパールにおいて初めて組織されたり(1936)、カトマンズの試験センターが、インドの大学による入学試験(Matriculation)に代わる中等学校卒業資格(School Leaving Certification. SLC)試験を司る SLC 試験部に改組されるなど(1934)、Judda Shamsher の治世においては、教育に係る多くの変革が見られたが、教育制度の組織という観点からすれば、彼の最大の成果は、「教育法1938」を公布したことであろう。

通称「教育法1938」は、ビクラム(Bikram)歿1995(西暦1938/1939)年の政府による承認を受けて、翌1996(同1939/1940)年に出された、「農村および都市部において学校を発展させ、知識を伸長するために、また、人民の利益のために多くの地域における私立学校設置を規定するために、さらに、こうした学校に政府による援助を提供するために、学校に係わる規則を定めた」、ネパールにおける最初の、民衆の教育に直接係わる、全四十二条におよぶ布告(Decree/ Istihar)である(GoN 1939, 前文)⁽¹⁸⁾。

「教育法1938」においては、まず、第1～3学年が初等教育、第4～7学年が前期中等教育(ミドルスクールレベル)、第8～10学年が後期中等教育(ハイスクールレベル)に区分され(第一条)⁽¹⁹⁾、教育局によって定め

られたカリキュラムに従って各々の教授がなされること(第二条), 第1, 2学年における英語教育の不要(第三条), 英語と数学を除くすべての教科において教授用語をネパール語とすること(第四条), 繼続教育段階のための進級(進学)試験の設置(第五条), 教授における教育局承認書籍のみの使用(第六条), 授業時間, 始業および終業時刻(第七条)といった学校の基本的枠組みが規定された。また, 第七条, 全八項に渡る第九条, および, 第十~十二条においては, 政府視学官の受け入れ, 長期休暇, 学年毎の生徒数の上限, 生徒の成績および行動に係る継続記録の作成および保管, 生徒に対する懲戒および体罰などが定められた。

第十二条から第十八条に掛けては, 私立学校における授業料が規定されている。それまでは, 政府立の学校に係る費用はすべて政府により支出され, 無償教育が実施されていたこと(Uprality 1962, 44), 私立学校に対する政府の援助(助成金)提供が「教育法1938」の主目的の一つであったこと(GoN 1939, 前文)に鑑みれば, これらの条文は, ネパールの教育政策において, それまでの方針の転換を明示した点できわめて重要な意味を有すると言えよう。具体的には, 学年毎の授業料設定(第十二条), 授業料の最低徴収額(第十三条), 授業料の支払期日およびその未納に対する罰則(第十四条), 授業料納入における日割り計算の不在(第十五条)に加えて, 貧困家庭の生徒に対する授業料の全額免除(第十六条), 貧困家庭の, ないし, 高い能力を有する生徒に対する授業料の半額免除(第十七条), 授業料半免の生徒に対する学校の全額徴収権, および学校委員会によるその承認(第十八条)が定められた。これら授業料の徴収状況を含む学校の収支報告書の作成, およびその公教育長官への提出は第十九条において規定されている。

第二十条から第二十四条に掛けては, 各学年における年二度の試験, 飛び級, 成績不振による生徒の除籍処分, 生徒の成績に係る保護者への連絡などが定められた。

第二十五条から第三十五条では, 学校運営の方針を決定する学校委員会の構成および権限が規定されている。すなわち, 同委員会は, 郡長官(Badahakim), 副郡長, 校長, 教員, 保護者, 政府職員などから構成され(第二十五条, 第二十六条), その主たる機能は, ①学校を訪問し支援すること, ②学校教員の監督, 内部事項の報告, ③学校の衛生状態の報告と生徒の保健衛生, ④教員の教授状況に係る報告, 特に私立学校に係わっては, 教員に対する調査を強化することなどが定

められた(第二十九条)。また, 教員の任免については, 学校委員会が教員を任命ないし罷免して(教員の重大な過失に基づく場合は郡長官が罷免を決定する), 公教育長官に通知した上で, 新教員任命については, 長官が承認することが規定された(第三十条)。さらに, 学校委員会会合における学校収支の細目作成および公教育長官への報告(第三十一条), 退職する教員, 教員給与の増減, 教員に対する料の報告(第三十二条), 学校規則の立案および修正(第三十三条), 学校委員会長の権限の移譲(第三十四条), 職務を充足した者への増給ないし賞与の支給(第三十五条)などが学校委員会の機能ないし権限として定められている。

第三十六条~第三十九条では, それぞれ, 学校が保持すべき記録簿, 教員の私的教授の制限, 公教育長官に対する報告書の書式, 学校運営における困難への対処が規定された。また, 第四十条では, 山岳およびタライ地域においては, 郡長官の承認, また, 都市部においては, 公教育長官の承認なしには, いかなる組織への参加も教員および生徒には許可されない旨が定められているが, 同条は, ラナ政府による国内の教育統制を端的に示す規定と言えよう。

第四十一条では, 学校が政府による助成金を受けるための規則が累計十一項目に渡って示されている。それらは, 政府職員による学校調査の隨時受け入れ義務, 学校委員会における変化の通知義務, 政府運営試験への参加義務, 学校の教職員が反政府運動に参加した場合の援助停止などであり, また, 政府助成金を受ける学校設立を申請する者は, 予測される生徒数, クラス数, 校地および校舎獲得の財源, 詳細な学校運営計画を政府に報告することが定められた。さらに, 第四十二条では, クラス数, 生徒数, 教員数とその能力, 学校に対する支援者数などが, 政府の学校助成金供与における考慮事項であると明示された。

以上の「教育法1938」は, 自らのイニシアチブによって学校を設置し得る民衆の権利を公的に承認し, また, 政府による助成金が, 学校教育の発展と教育普及のために使用されると明言した, ネパール最初の布告であると考えられている。同布告は, 第十六条および第十七条によって貧困家庭の生徒に対する授業料半額ないし全額免除を定めて, 民衆に対する無償教育を限定的ではあるが保障し, また, 第四十一条および第四十二条の条件を満たした学校へ助成金を支出することで, 政府立学校はもとより, 私立学校における教育に対しても, 政府が一定の責任を負うことを定めた点で, また, 今日まで続く学校助成金制度を導入したという

事実において、ネパールの教育制度の組織に係わる非常に重要な意味を持つ。

しかしながら、政府による助成金の金額や支給方法などについて、「教育法1938」では具体的に規定されておらず、また、それを定めるいかなる特定の法令も存在しなかつたため、実際に支出される助成金は、首相・大王や公教育長官の意思に左右されたと言う(Upraitly 1962, 45)。他方で、第二条、第六条、第九条、第十九条、第三十条、第三十一条、第三十三条、第四十条～第四十二条など、政府による学校の監督あるいは統制に係わる条文は多く、かつ詳細な規定が見られることは、民衆への教育普及に対するラナ政府の警戒を端的に示す好例であると言えよう。また、政府立学校では、基本的に授業料や教科書の無償等が保障されていたにも係わらず、私立学校においては、授業料の全額ないし半額を免除され得る生徒は、それぞれ全生徒数の20%以内とされており(第十六条、第十七条)，すべての生徒の無償教育の保障、および貧困状態にある生徒の教育保障という点で「教育法1938」には限界がある。さらに、T.N.Upraitlyは、助成金をめぐる校長一地域間の軋轢について指摘している。すなわち、「教育法1938」のもとで、助成金は、学校委員会ではなく、教員の管理者、通常は校長を通じて学校に支給されたが、校長は、公教育長官によって任命され、屢々他の政府職も兼任していたから、長官ひいてはラナ政府に対する責任が学校委員会へのそれに優越しており、それ故、ラナ政府の代行者と認識されていた校長の立場と地域状況の間には不調和が存在したと(Upraitly 1962, 46)。この記述からも、ラナ政府による教育政策の傾向、すなわち、民衆への教育普及の管理統制を看取することができる。

もっとも、Judda Shamsherは、自身はそれ程高度な学校教育を受けていたわけではなかったものの、上述の通り、国家の発展のためにとりわけ技術教育の充実を志向し(Rizal 1987, 111; Prasad 1996, 184)，民衆への教育普及に対しても他の多くのラナ為政者に比べてかなり寛容ではあった。さらに、上記の「教育法1938」の公布もあり、Judda Shamsherの治世においては、地方でも郡長官や民衆の新しいエリート層の主導のもとで、ダンクタ(Dhankuta)やビラトナガル(Biratnagar)、ダラン(Dharan)などに英学ハイスクールが設置されたのであったが、保守的なラナー族はそれを望まず、一部の学校は閉鎖に追い込まれた(Rizal 1987, 119)。また、Judda Shamsherは反ラナ運動や民主化要求運動、例えば、国王のもとでの立憲民主主

義制度の実現を図る「ネパール人民評議会」(Nepal Praja Parishad)などに対しては弾圧を強行し、当該運動の指導者を死刑や終身ないし長期禁固刑など厳罰に処した。教育活動に関しては、インドにおける Mohandas Karamchand Gandhi の実践に影響を受けた若い有志が、民衆の公共心や民主意識の涵養のためにマハービール・スクール(Mahabir School)を設立して1937年頃から教授を始めたが、1940年には28人の教員が逮捕されて、主たる者は長期禁固刑に処された(Shaha 1990ii, 126-133)。こうした過酷な処罰は Judda Shamsher の本意ではなく、保守的な Chandra Shamsher の息子たちに強要された措置とも言われるが(佐伯2003, 592-593)，彼らの台頭の中で Judda Shamsher は首相・大王の辞任・退位を決意し、1945年11月にそれを実行した。

III Padma Shamsher の教育改革とネパール統治法 1948における教育条項の特徴

1 ベイシック・エデュケイションの積極的導入とその渦落

Judda Shamsher の辞任・退位後、Bhim Shamsher の唯一の嫡出子である Padma Shamsher が首相・大王位を継承した。就任直後の演説において、彼が「余は自らを国家の一奉仕者と考えている」と宣言したことはよく知られているが(Shaha 1990ii, 166)，その背景には、インドにおけるイギリスの支配力の低下と、激化する反ラナ運動があった。

Padma Shamsher は、就任直後の演説において、國家の発展における教育施設の重要性を強調し、王国全体に初等学校を開設することを表明したが(Shaha 1990ii, 167)，さらに翌1946年には、M. K. Gandhi がインドにおいて主唱したベイシック・エデュケイション(Basic Education/ Adhar Siksha)をネパール教育の範として、国内における導入可能性検討の命令を出し、また、当時の公教育長官らを、ベイシック・エデュケイションの調査研究のためにインドに派遣したのに加えて、インドから専門家を招聘して、ベイシック・エデュケイションに係る首相臨席の協議会を設けた。さらに1947年には、12人の留学生が当該訓練を受けるためにパトナの訓練センターに派遣され(Sharma 1980, 41)，彼らの帰国後、ベイシック・エデュケイションのための教員養成センター(Basic Teacher Training Centre, BTTC)およびその実演学校(Adhar Abhyos School)がカトマンズに設置された(中村2003b, 69-70)。また、教育局に当該部が新設され、ベイシック・エデュケイ

ションを実践する学校であるベイシック・スクール(Basic School)におけるカリキュラム、規則や基準のほか、教科書や教員ガイド、関連月刊誌『ネパールの教育』(Nepal Siksha)なども出版された。

ベイシック・エデュケイションは、既存の英学学校の初等レベル(第1～3学年)において漸次、また、カトマンズ盆地やポカラのほか、ダンクタなどの山岳地域や、ビルガンジなどのタライ地域における新設校において全面的に実施されることが決定し、カトマンズ盆地においては、半年間に20のベイシック・スクールが新設された(Rizal 1987, 219)。これらの新設校の一部は、後には第8学年までを備え、全課程を修了した生徒には、インドの当該機関の実施する試験合格をもって、パトナのベイシック・カレッジ(Basic College)における高等ベイシック・エデュケイションへの門戸が開かれることになり⁽²⁰⁾、また、一部のベイシック・スクールには、成人教育センターも附設されるに至った(Rizal 1987, 219)。これらの学校等においては無償教育が実施され、ラナ政府による財政支援も少なくなかった⁽²¹⁾。

しかし、以上の試みや成果にも係わらず、ネパールにおいてベイシック・エデュケイションは、施設数においても実践の質においても充分に発展することはなく、ラナ時代に新設されたベイシック・スクール数はおよそ50に留まり(Shrestha 1967, 29; Rizal 1987, 213)、ベイシック・エデュケイションの実践を試みた英学学校はもとより、新設ベイシック・スクールすら英学学校(に類する施設)に転向した(Shrestha 1967, 29-30)。この凋落の要因として、教育省は、短期間の教員養成においてベイシック・エデュケイションの理念を理解し技術を習得することの困難⁽²²⁾、当該教育に対する生徒や保護者からの不信、政府の教育普及に対する不熱心さを挙げている(MoE 1961, 8)。また、K.N.Shresthaは、ベイシック・スクールにおける生徒の不足、BTTCにおける不適当な訓練、ベイシック・エデュケイションを実践不能な質の低い教員などを挙げている(Shrestha 1967, 29)。さらに、これらを招來した所以として、T.N.Upraitlyは、ラナ政府が、民衆を政治的に覚醒させラナ体制の基盤を動搖させる可能性を持つベイシック・エデュケイションの内実でなく、「ラベル」のみを輸入したからと述べ(Upraitly 1962, 37)、また、K.R.Aryalは、このUpraitlyの言を引用しつつ、ベイシック・エデュケイションは、ネパールには名称のみが導入され、民衆のニーズに応ずるというよりは、「支配階級に益するために完全に再構成され」

ていたことを挙げている(Aryal 1970, 28)。その一方で、NNEPCは、ネパールにおけるベイシック・エデュケイションが、アカデミックな知識の暗記に終始する他種の学校に比べて機能的であるとしながらも、その「非柔軟性」によって「現実状況への適応に失敗」したと分析し、また、H.B.Woodは、村落における民衆の生活を考慮し実践的な技術教育を提供する当該教育の特徴そのものが、村落を出でて政府職を獲得することを志向していた、当時の教育を求める民衆に不人気であったと描出している(Wood 1965, 31; 40)。

このように、ネパールにおけるベイシック・エデュケイションの試みは、導入後僅かな期間で停滞しつつも王制復古後も存続し、初等レベルのベイシック・スクールは1959年において41校と漸減した後、他種の学校に移行されることが決定した(Wood 1965, 31)。また、中等レベルのそれは王制復古後に2校から13校まで微増したが(1954)、1961年にはすべて廃止された(Wood 1965, 40)。BTTCも年間50人とも累計500人とも言われる教員を養成したが(Upraitly 1962, 67-68; Rizal 1987, 215)、訓練生不足などからその機能を失い、NNEPCが主導する初等教員養成計画に基づいて1954年に廃止されたのである。

2 ネパール統治法の制定とPadma Shamsherの亡命

1947年5月、Padma Shamsherは、民衆の政治参加を約する歴史的な公式声明を出すと同時に、ネパールに適切な憲法作成について助言する法律顧問団の招聘を宣言した⁽²³⁾。翌6月に招聘された同顧問団は、憲法草案をPadma Shamsherに託して直ちに帰国したが、憲法草案の作成作業は継続され、1948(ビクラム歴2004)年1月26日に、ネパール初の成文憲法とされる「ネパール統治法2004」(the Government of Nepal Act 2004. 以下、パドマ憲法)の発布が宣言された。

六部六十八条および一付則からなる本法においては、予備規定(第一部)の直後に、まず、市民(citizens)の基本的人権および義務が規定され(第二部)、続いて行政(第三部)、立法(第四部)、司法(第五部)、雑則(第六部)、国家議院(Rastrab Sabha)の構成(付則)が定められた。具体的には、行政、立法、司法の三権分立の下での、内閣、パンチャーヤト(panchayat)制度⁽²⁴⁾、廷臣議院(Bhardari Sabha. 上院)と国家議院(下院)から構成される二院制議会制度、公務人事委員会(Public Service Commission)、憲政の調査委員会などに係る規定があるが、行政、司法、立法を含む国家機構のすべての権限がラナ家世襲の大王に帰属しており、本法は、立憲

主義の体裁を繕いつつも、ないし、成文憲法の形式をとることによって、絶対的な権力を有する大王による専制政治体制が再宣誓された内容になっている⁽²⁶⁾。それ故、本法は、政体の民主化という観点からすればきわめて不充分ではあるが、国家議院の部分的民選(60%)、閣僚の民選議員からの任命(少なくとも2人)、地方行政機関である村落(Gram), 市町(Nagar)パンチャーヤトの直接選挙による選任(郡[Zilla]パンチャーヤトは間接選挙による選任)が規定されたことは、民衆の政治参加の点からは注目に値するし、教育に係わっても、民衆の教育について画期的な条文がパドマ憲法には含まれている。

例えば、ネパール市民の基本的人権について規定した第四条においては、人身の自由、言論の自由、普通選挙などと並んで、普遍的な無償義務初等教育の保障が謳われているし、第六十四条においては、特に基本的人権や教育について、本法規定を実行し、明確にするための規則作成が規定された。また、第六十八条においては、本法の施行後7年以内に政府活動や教育の発展などについて調査し、大王に報告および助言する特別委員会の任命について定められているが、教育制度の組織という観点からより重要であるのは、第十九条ならびに第六十条であろう。

本法第十九条では、自らの裁量権ある資金の範囲内で、かつ、政府の監督、および、村落パンチャーヤトの場合は郡パンチャーヤトの監督にも従って、人民の教育や福利厚生に係わるすべての事項を推進することが、村落パンチャーヤトおよび市町パンチャーヤトの義務と規定された。また、第六十条においては、本法の施行以後、時宜に適い次第直ちに、政府が、普遍的、無償、義務の初等教育を提供すること、専門および高等教育が、ネパール人民の雇用機会に応じて国家により提供されることに加えて、國家が非識字撲滅のために可能な限り行動することが定められた⁽²⁶⁾。

これらの条文によって、「教育法1938」では限定的であった、国内の教育に対する国家の責任が、ネパールにおいて初めて、学校教育はもとより識字教育をも含めて全面的に規定され、また、普遍的な無償義務の初等教育が国家の責任であると同時に、当該地域における教育、事実上初等教育の推進が村落および市町パンチャーヤトの義務とされたことは、ネパールの教育史上において、また、国家レベルの教育制度の構築において、きわめて重要な意味を持つ。もちろん、「教育法1938」制定の目的の一つが政府の教育支出の軽減にあったとするならば(Uprait 1962, 44-45)、パドマ憲法

におけるこうした条文も、初等学校設置および運営に係るプライオリティを村落および市町パンチャーヤトに附与することで、当該経費をこれらに負担させる意図のもとで作成されたと目し得る。しかし、それでもなお、政府から各学校に対する援助可能性の規定であった「教育法1938」に対して、パドマ憲法は、より発展して、国家あるいは中央政府と地方コミュニティの教育におけるパートナーシップ概念、および、国家全体を覆う組織化された教育のネットワークを形成する可能性を有していたと言う点で、国家レベルの教育制度構築に向けた里程碑と見なすことができよう。T.N. Uprait によれば、この時期には、村落における初等教育の運営を円滑化するために、国家が(村落)パンチャーヤトに対して、教育税(当該地域における歳入の5%以内)の徵収権をもたらす可能性が強かったという(Uprait 1962, 47)。

以上のパドマ憲法は、先述のように政体の民主化という点では不充分な内容であったから、民主化しないしラナ体制打倒を要求する政治運動家は不満足であったが、ラナー族の保守派もまた、本憲法ならびに民主的改革を推進する Padma Shamsher の治世には大いに反発して徹底的に圧力を掛けた。上記の業績に加えて、女子学校の設置による女子教育の推進やカリキュラムの改善、大学創設協議会の開催のほか、国内に非常に多くの学校を設置したことなどでも知られる Padma Shamsher は(Rizal 1987, 126-127)、こうした圧力に抗えず、憲法発布宣言からわずか一月弱の1948年2月21日には、首相・大王位から退くことを表明してインドに亡命し(Shaha 1990ii, 188)、ここに、パドマ憲法は予備規定に定められた4月における施行の機会を失ったのである。

3 Mohan Shamsher による大学計画委員会の設置と王政復古

Padma Shamsher の亡命の後、保守派の領袖である Mohan Shamsher(在位1948-1951)が彼の地位を継いだ。ラナ家の最後の首相・大王である。

Mohan Shamsher は、首相・大王位を正式に継承する以前から反ラナないし民主化を標榜する政治結社を弾圧し、自律的なカトマンズ市議会を停止させたが、さらに、1949年の法令によって、パドマ憲法に定められた基本的人権、すなわち、人身の自由、言論の自由、集会の自由などを否定し、また結社の設立も禁止した(Gupta 1964, 38)。また、Juddha Shamsher による「教育法1938」や、教育普及を推進した Padma Shamsher

のもとで増加した私立学校や図書館に圧力を掛けてその運営を妨害した(Shaha 1990ii, 203)。

国内の経済発展にともない政治運動が収束すると考えたMohan Shamsherは、1948年9月に國家経済計画委員会(National Economic Planning Committee)を組織して、輸送、農業、鉱業、工業、林業、教育、電力などの発展に特に留意した十五か年計画の策定を命じたが、各政府部局の長であるラナー族同士の不調和により、同委員会は、具体的な成果なく活動を停止した(Shaha 1990ii, 202-203)。

こうした内政改革の停滞と同時に、公教育長官を長とする大学委員会が結成され、ラナー族やトリーチャンドラー・カレッジ長ら25人の委員が、大学創設計画について協議した(1948年8月)。具体的には、大学の形態、大学における教授科目および教授用語の設定、男女共学の是非、研究組織の構成などが主要な審議事項として挙げられ、カレッジ管理運営機能と教育機能を併せ持つ大学、最低10年間は英語を教授および試験用語とすること、ネパール語専門書の作成および出版を推進する王立文化協会の設立、大学における男女共学と10代の女性のための特別の教育施設、および大学附設研究センターの設置が提言された。また、同委員会内に、大学における教授科目、宗教的文化的教育、校地および大学の設備、大学の運営、学生の福祉、大学財政について審議する6の下部委員会が設置された。さらに、同年11月には農業および産業評議会会議において、大学における農学部および工学部開設計画について審議され、翌1949年4月には、再び開かれた大学委員会の会合において、大学が実施する試験や研究領域策定のための責任者が任命された。Mohan Shamsherは、こうした各委員会等の提言を受けて、大学設立のために50万ルピーを計上し充当したが、その後の政治的混乱のなかでラナ政府による大学創設計画は頓挫し、王政復古後のNNEPCによる合議まで、いかなる当該活動も取れることはなかった(NNEPC 1956, 127-128)。

Mohan Shamsherの弾圧にも係わらず、反ラナ運動、民主化要求運動は伸長する一方であり、多くの政治団体が結成されたものの、これらの運動は方針の相違から一時的に分裂および弱体化した。しかし、B.P.Koiralaの主導によって統一政党「ネパール会議」(Nepali Congress)の結成が実現して以後は、同会議を主軸にして反ラナ、民主化要求運動は展開していく。

団結する反ラナ運動に対して、Mohan Shamsherは、1950年9月22日にパドマ憲法に則り、廷臣議院と國家

議院を招集したが、既にネパール会議の活動を止めることはできず、同会議は同月26/27日にビハール州のバイラガニア(Bairgania)に終結して、可能な限り早期にネパール国内の武力革命を開始することを決定した(バイラガニア会議)。さらに、反ラナ専政運動を支持する国王 Tribhuvan Bir Bikram Shah Dev(在位1911-1955)がインド大使館へ避難し保護されたことを受けて、ネパール会議は1950年11月10日から11日に掛けて武力行動を開始した。Mohan Shamsherは、国王の王宮離脱に同行できなかった皇孫を新国王と宣言して即位式を実行したが、インドやイギリス、アメリカの支持を得られず(Shaha 1990ii, 214-230)、翌1951年1月8日に新王即位を決定した国会決議の撤回と国内の改革を布告し⁽²⁷⁾、これに合意したネパール会議によって1月16日に停戦命令が出された(Joshi & Rose 1966, 78)。2月1日には、ニューデリーにおいて10人の閣僚(ラナ派5人、人民代表5人)から成る暫定政府についての合意が成立し、同2月15日に Tribhuvan 国王はネパール会議幹部らとともに帰国して18日に暫定政府承認を表明した。ここに事実上ラナ専政政治体制は崩壊し、王政復古が達成されたのである。

おわりに

以上の如く、特に民衆への教育普及の観点から、「普遍的教育の阻害の時代」、「支配者層による教育の全体的抑圧」の時代と屢々批判されるラナ専政政治体制は、事実、その100余年の間に、民衆の教育活動を阻害し、特に反ラナないし国政の民主化を掲げる新エリート層による啓蒙活動に対しては厳しく弾圧したが、他方で、本研究で挙げた通り、ネパールの教育発展におけるラナ為政者、例えば、Dev, Chandra, Judda, Padma Shamsherらの貢献を矮小化することはできないであろう。とりわけ、教育制度の整備と言う観点からは、現行のSLC試験制度の素地を作り、また、民衆の学校設置の権利、政府助成金による学校の発展の支援、民衆に対する無償教育の保障、国内の教育に対して政府が一定の責任を負うことを「教育法1938」により公定したJudda Shamsher、および、ペイシック・エデュケイションを導入し、ネパールにおける最初の教員養成施設や多くの教育施設を設置したほか、殆ど施行には至らなかったものの、パドマ憲法においてネパール市民の普遍的な無償義務の初等教育を受ける権利の保障、地方コミュニティによる教育振興の義務、市民の教育を保障する国家の責任について規定したPadma Shamsherの業績は注目できる。

しかし、こうしたラナ首相・大王による政策は、必ずしも実際の学校設置や教育普及に結実したとは言えない。上で述べた通り、民衆によって設置された学校は、Judda や Padma Shamsher の時代においてもラナ保守派の圧力を受けて屢々閉鎖に追い込まれ、Mohan Shamsher の治世においては首相・大王自身によって私立学校が弾圧された。また、ある程度社会的、政治的、経済的に発展していたカトマンズ盆地近郊やボカラ、およびネパール東部、タライ地域の市町部はともかく、北部や西部の農村において、20世紀中葉までに宗教教育以外の需要や、学校設置および運営に係る人的、物的、財政的資源が充分に存在していたとは考え難い(Bista 1958, 101)。それ故、ラナ専政政治体制が崩壊した1951年における初等学校、中等学校、高等教育施設数は、それぞれ、321, 11, 2校であり、初等教育段階の就学率は0.9%⁽²⁸⁾、識字率はおよそ1～4%に留まっていたのである。王国内の教育施設は教育局のもとで緩やかに管理されていたが、叙上の通り、一部の英学学校やペイシック・スクール以外の学校等を対象とした教育課程の策定や教科書作成は散発的で、教員養成は王政復古直前まで行われず、施設の計画的組織的な運営は行われてこなかった。T.N.Uprathy は、こうしたラナ時代における教育発展について、教育制度や初等教育の基礎が無視されてきたという事実に基づいて評価されるべきだと記しているが(Uprathy 1962, 40)、教育施設の単なる集合ではない、組織された教育制度の構築は、冒頭で述べたとおり、王政復古以後、特に NNEPC 勘告のもとで起動力を得て推進されいくことになる。このネパールにおける教育制度創設の過程については、稿を改めて追究したい。

註

- (1) 「教育制度」は、言うまでもなく「教育」の目的を達成するための「制度」であるが、それを一般的普遍的に、かつ、明確に定義することは容易ではなく、その内実は、定義する対象の歴史的、時代的、社会的、地域的文脈等によってかなり振幅がある。それ故、本研究においては、王政復古直後のネパールの状況に鑑みて、NNEPC によって提言された、普遍的教育と民衆のニーズに適応した教育を提供するために(中村2003b, 71)、意図的、合理的、計画的に組織された、係る教育に関する組織、構造、作用の総合システムとして、法律に定められた制度を、「教育制度」と定義する。もちろん、本研究において述べるように、ラナ時代にはこの如き教育制度は存在

せず、最後期においても、補助金制度などを通じて、多様な教育施設が緩やかに統括されていたに過ぎなかつたし、國家レベルでの統一的な教育に係わる組織も充分に整備されていなかつたと言ってよいであろう。

- (2) 横山秀世(1992)や浅野俊道(1999)においては、D. Vir(1988)などを参照して、ラナ時代の教育発展に触れられているが、当該時代が各々の論文における中心課題ではない故に、充分な記述ではない。
- (3) 社会史の立場からラナ時代の教育発展について明らかにした Maskey(1996)は、参照資料史料の高い信頼性や記述の正確さから非常に有用な先行研究であるが、主要な研究対象期間は Chandra Shamsher の治世であり、それ以後の記述は見られない。同じく社会史において同発展について触れた Vaidya ほか(1993)は、ほぼ後述の Rizal(1987)を参照していると考えられる。また、総合的なネパール教育史研究である Shrestha(1993)においては、王政復古以前の記述はごく限られており、ラナ時代における教育発展の包括的研究である Rizal(1987)においても、1940年代の教育計画および政策、特に教育に係わる法令に對しては充分な論究はされていない。また、Sen(1958)や Shrestha(1967)もラナ時代の教育発展を直接扱った研究ではあるが、小稿でもあり断片的な記述に留まっている。
- (4) 資料により、ダルバール・スクールの設置年は異なる。Wood(1965)や Shrestha(1970)など多くの資料において同校の設置は1854年とされるが、MoE(1961), Shrestha(1967)や MoES(2001)は1953年とする。Vaidya ほか(1993)など、1889年頃とする文献もあるが、これはおそらくダルバール・ハイスクールの設置年と混同しているのであろう。
- (5) MoES(2001)によれば、教育局の創設と、ダルバール・スクールが第1～第8学年を備えたのは同年(1858)である(MoES 2001, 97)。
- (6) Jang Bahadur が英学教育を息子たちに与え、また他の者には与えなかつた理由としては、Jang Bahadur一族の能力を他者に優越させること、イギリス人と直接交渉を可能にしインド総督さらにはイギリス政府との交渉の壇断および機密の保持を達成すること、英学教育の導入によってイギリスに対する友好的態度を示すこと、ネパールーイギリス関係の強化を図ることなどが挙げられる(Vaidya ほか1993, 302; Maskey 1996, 131)。また、「公共の福祉に背馳するラナの利益を保護するために、西欧で培わ

れた知識に息子たちを通曉させるため」とする評価もある(Aryal 1970, 23)。ともあれ、こうした英学校の創始や教育局の設置は、民衆を対象とした教育制度の確立に何ら益するものではなく、ラナ為政者の英学教育への傾倒によって、むしろ伝統的な教育施設への援助は減少し、同制度はこの時期に衰退していったとする見解もある(Wood 1965, 28-29; Agrawal 1975, 19)。また、Jang Bahadur の治世の目撃者である英國人 D.Wright は、当時(1877)のネパールにおいては、「あらゆる種類の教育のための公的な準備はなく、「すべての者は自身の子どもを教育するか、家庭司祭ないし学者をその目的のために雇用して」おり、「低階層の者は、いかなる種類の教育からも完全に隔離されている」と述べているが(Wright 1877, 31)、Jang Bahadur によってサンスクリット教育が保護され、幾つかのサンスクリット・スクールが設置されたとする者もいる(Rizal 1987, 134-138)。事実、Jang Bahadur の時代に数校のサンスクリット・スクールが存在していたようであるが、これら学校の享受者は基本的に貧しいブーラーマンに限定されており(Landon 1928ii, 67)、民衆への教育普及という意味では、彼の時代に大きな進展が見られなかった。

(7) ダルバール・ハイスクールとカルカッタ大学の連携が成立した時期は明確ではないが、1880年頃であると推測されている(Rizal 1987, 56)。

(8) ダルバール・ハイスクールの設置年は、資料によってかなり振幅がある。例えば、G.Maskey による1877年(Maskey 1996, 132)、K.Mojumdar の1880年(Mojumdar 1973, 256)、MoES の1875年(MoES 2001, 97)など。しかし、MoES は、同時に「タパタリから現在の場所に移転」と記しており(同頁)、Ranoddhip Singh による同校移転を考慮に入れておらず、正確さを欠く既述となっている。また、MoE は Ranoddhip Singh の首相・大王継承(1877)後にダルバール・スクールが移転し、同校の管理のために Dhir Shamsher が任命されたとしているが(MoE 1961, 6)、彼の教育局長就任は1875年であるから、これは明らかな誤りであろう。

なお、A.Sen が同校の設置を1888年頃とし(Sen 1958, 11)、T.R.Vaidya らが1889年頃(Vaidya ほか 1993, 303)、S.Kumar が1894年と述べているが(Kumar 1967, 137)、これは、Bir Shamsher による新校舎建設と移転を受けた記述であると考えられる。1880年に Khadga Shamsher J. B. Rana がカル

カッタ大学の入学試験に合格したとする史料を受けければ(National Archive of India, Nos.406 and 408)、家庭教師による高度な教育を考慮する余地はあるものの、同年以前には既に、ダルバール・スクールがハイスクール水準の教育を提供していたと考えるのが自然であろう。また、Juddha Shamsher が1938年にダルバール・ハイスクール創設60周年記念式典に臨席していることに鑑みれば、同校の設置は1878年頃であると考えられる。

(9) MoES によれば、1885年には既に民衆のダルバール・ハイスクール入学が許可されていたというが、詳細は不明である(MoES 2001, 97)。また、P.H.Bajracharya によれば、Bir Shamsher によるダルバール・ハイスクール移転(1891)の際に同校の門戸が民衆に開放されたが、それ故、一部のラナー族が同校への通学を拒否し、結果として、同校は生徒不足に苦しみ、生徒に俸給を与えることで生徒数の増加を図った(Bajracharya 1959, 36)。この状況は、ダルバール・ハイスクールからカルカッタ大学の入学試験合格者が出ていたが、同時期には、低カーストや「不可触民」出身の生徒さえも同校に在籍していたという(Bajracharya 1959, 36)。Chandra Shamsher の時代において、低カーストの出身者がダルバール・ハイスクールへの入学を許可されなかつたとする G.Maskey の記述も参照(Maskey 1996, 141)。

(10) コミュニティにおいて学齢児童が50人を超えた場合には、さらに教員を1人追加する計画であった。

(11) Dev Shamsher によって設置された学校数も、論者によって非常に振幅がある。現在最も流布しているのは、本文で参照した MoE(1961)による150校であり、T.N.Upraita や H.B.Wood もこの学校数を採用している(Upraita 1962, 40; Wood 1965, 10)。その他、D.R.Regmi による300校(Regmi 1950, 177)、P.Landon による30校(Landon 1928ii, 81)など。M.Maskey によれば、Dev Shamsher 自身がカトマンズ盆地内の初等学校を35校と述べているほか、126校、20校とする資料も存在するという(Maskey 1996, 167)。なお、確実な記録としては、1901年5月18日の法令(statute/sanad)によって、王室導師長のもとでカトマンズ盆地に19の初等学校が設置されたことが分かっている。

(12) 国語学校は、Ranoddhip Singh により創始されたとも言うが詳細は明らかでない。Bir Shamsher のもとで16の語学学校が設置されたことは確実のよう

- ある(Maskey 1996, 164)。
- (13) 当時ネパール語の教科書が存在しなかったために、Prithivi Bahadur Singh は最初のネパール語教科書である"Aksharank Siksha"を執筆し(Maskey 1996, 165)，他に，ヒンディー語で書かれた文献が教科書として使用された(Shrestha 1967, 26)。
- (14) Chandra Shamsher によるダルバール・ハイスクールの門戸開放によって，1910年までに「2ダース」程度であった同校の修了者は(Sen 1958, 11)，1917年頃には累計で100人近くまで激増したと推算されている(Pande 1978, 24)。また，カトマンズ盆地外の住民には，許可なき盆地来訪も出国も許可されていなかったから，特にタライ地域の富裕層の中には，秘密裏にインドのハイスクールおよびカレッジに進学する者も現れた。
- (15) Chandra Shamsher は，兄弟や息子からカレッジ創設の必要を説かれた際，カレッジがラナー族の治世への脅威になると退けたという(Bajracharya 1959, 35-36)。
- (16) この専門学校は，教育協議会(Vidya Parishad)の提言に基づき運営された(Rizal 1987, 108-109)。
- (17) ネパール語出版委員会は，Chandra Shamsher の設立したゴルカ語出版委員会(Gorkha Bhasa Prakashini Samiti)を改称した組織である。
- (18) 「教育法1938」の英訳版(GoN [1939])において，同法の布告日（西暦1939年1月21日）が記されているが，これはビクラム歴の同布告日（1996年10月 [Magha] 18日）に一致しておらず，誤りであると考えられる。また，同法の承認年（西暦1938年）も，ビクラム歴における同承認日（1995年12月 [Chaitra] 28日）と対応していないが，同法がUprality (1962) をはじめ多くの資料において「教育法1938」(The Education Code 1938) と記され，また，この呼称が一般化している現状に鑑みて，本研究においても同法を「教育法1938」と表記する。
- (19) 「教育法1938」以前には，第1，2学年が前期初等教育，第3～5学年が後期初等教育，第6～8学年が前期中等教育，第9，10学年が後期中等教育とされるのが一般的であった(MoES 2001, 98)。
- (20) 王制復古後の1953年には，ペイシック・スクールの第8学年を終えた生徒は，SLC試験への参加が許可されることになった(Sharma 1980, 42)。
- (21) 1947年においては，教育領域に計上された約226万ルピーのうち，30万ルピーがペイシック・エデュケイションに充当されていた(Gorkhapatra, 2003 B.S -11-3-6)。
- (22) BTTCにおける養成期間は，MoEによれば3，4か月間(MoE 1961, 8)，B.D.Pandeによれば6か月から1年間である(Pande 1987, 129)。
- (23) その他，①カトマンズなどにおける民選の自治体当局と地区委員会の設置，②独立した司法制度の設立，③カトマンズ盆地における学校新設(7校)による教育の拡充と女子教育の導入，④国家年次予算の公表，⑤インドおよびビルマ(Burma)における領事の任命も同時に宣言されたが，これらはほぼすべて実行された。
- (24) パドマ憲法においては，村落および市町パンチャヤートは，限定的ではあるが，当該地域の社会，行政，司法関連活動などを運営する地域行政機関であり，郡パンチャヤートはそれらの上位に位置して両者の活動を調整する機関と定められている(第十六～二十一条)。
- (25) 本法の前文において，「(国王から国家の全権を委任された)余，Padma Shamsher Jung Bahadur Rana 大王は，Tribhuvan Bir Bikram Shah 国王陛下の治世第36年にこの憲法を制定し，これを発布する」と記述されていることから明らかのように，本法は，大王と国王の連名による制定および発布を表いつつも，その主体者は Padma Shamsher である。その地位が世襲であることが再確認された大王は(第三十四条 b)，閣僚の任免，司法顧問官(Advocate-General)，各種の行政委員会(Administrative Committee)，司法委員会(Judicial Committee)の任命，最高裁判所(High Court/ Pradhan Nyayalaya)裁判官の任免，会計監査官(Auditor General)の任命，廷臣議院と國家議院の招集と停会など，行政，立法，司法のほぼすべてに絶対的な権限を有するが，その一方で，国権の源泉者である国王の権限は全く記述されていない。榎原猛は，実質上の統治者であるラナ首相・大王が，実質的な権限はもとより，間接的な権限すらこれを全く有しない王家の存在と権威を認めている「世界史上唯一の君主制的間接君主制憲法」と本法を呼称している(榎原 1963, 91)。
- (26) なお，同条においては，教育施設の目的が道徳のほか，職業的効率性，愛国心や国際的友好の精神などに係る訓練と規定された。
- (27) この時 Mohan Shamsher が表明した改革は，①1952年までに民選制憲議会結成のための選挙を実施すること，②ラナ派から5名，人民代表から5名の

閣僚からなる暫定内閣の設置、③政治犯の大赦などである。

- (28) MoE(1971)による数値(MoE 1971, 3)。なお、2つの高等教育施設とは、トリーチャンドラ・カレッジとサンスクリット・カレッジであるが、後者の設置年には諸説ある(中村2004a, 143-144)。また、MoE(1971)は、Uprality(1962)における数値を修正し、310の初等学校に11のハイスクール(通常第1～10学年を備えていた)における初等クラスを加えたWood(1965)に依拠していると考えられる(Uprality 1962, 43; Wood 1965, 35; 43; 53)。なお、王政復古まで正式な教育統計が存在しなかったために、資料によって1951年における教育施設数もかなり異なる。例えば、MoE(1961)は、1カレッジ、21の学校(ハイスクールだと考えられる)、203のミドルスクール、31の図書館が(MoE 1961, 8)、T.R.Vaidyaらは、1950年において2カレッジ、22のハイスクール、203のミドルスクール、365の初等学校が存在したと記している(Vaidyaほか1993, 325)。

＜参考文献＞

- ・浅野俊道(1999).「ネパールの小学校教育に関する実態調査」.大阪教育大学『発達人間学論叢』.第3号.7-43.
- ・榎原猛(1963).「現代における各国の君主制(其の13)」.近畿大学法学会『法学』.第12巻第2号.79-105.
- ・佐伯和彦(2003).「ネパール全史」.明石書店.
- ・中村裕(2001).「ネパールにおける近代学校制度の創設」.筑波大学大学院教育学研究科「教育学研究集録」.第25集.67-77.
- ・中村裕(2002).「ネパールの王政復古期における初等教育計画の特徴と限界—教育制度創設に向けた教育理念に焦点を当ててー」.日本教育制度学会『教育制度学研究』.第9号.172-187.
- ・中村裕(2003a).「ネパールにおける初期ノンフォーマル教育政策の特徴と展開—王政復古期における成人教育プログラムを中心にー」.筑波大学教育制度研究室『教育制度研究紀要』.第4号.1-16.
- ・中村裕(2003b).「ネパールにおける初等教員養成計画の特徴とその展開—王政復古期における技術教育プログラムに焦点を当ててー」.関東教育学会『関東教育学会紀要』.第30号.67-79.
- ・中村裕(2004a).「[研究ノート] ネパールにおける高等教育の発展(1918-1959)」.筑波大学教育学系『教育学系論集』.第28巻.137-149.
- ・中村裕(2004b).「ネパールにおける高等教育制度の成立と機構—トリブヴァン大学創設の背景と組織に注目してー」.日本教育制度学会『教育制度学研究』.第11号.(掲載予定)
- ・横山秀世(1992).「ネパールの学校教育」.プール学院短期大学『研究紀要』.第32号.219-244.
- ・Aryal, Krishna Raj(1970). *Education for the development of Nepal*. Kathmandu: Shanti Prakashan.
- ・Bajracharya, P.H.(1959). History of English education in Nepal. *Education Quarterly* 3(4). Kathmandu: The Bureau of Publications, College of Education. 35-40.
- ・Bista, Dore Bahadur(1958). Educational problems in the northern border area of Nepal. *Education Quarterly* 2(3). Kathmandu: The Bureau of Publications, College of Education. 98-102.
- ・Government of Nepal(1939). *Istihar, 95-12-29-2. (The Education Code 1938)*. Kathmandu: Author.
- ・Government of Nepal(1948). *The Government of Nepal Act, 2004 Samvat*. Kathmandu: Author.
- ・Gupta, Anirudha(1964). *Politics in Nepal 1950-60*. Bombay: Allied Publications Private Ltd.
- ・Kumar, Satish(1967). *Rana polity in Nepal*. London: Asia Publishing House.
- ・Landon, Perceval(1928). *History of Nepal* (2001 reprint edition). Delhi: Adarsh Enterprises.
- ・Maskey, Govinda(1996). *Social life in Nepal*. Kathmandu: Anmol Publication.
- ・Ministry of Education(1961). *Report of the Overall National Education Committee, 2018B.S.* Kathmandu: Author.
- ・Ministry of Education(1971). *National education system: plan for 1971-76*. Kathmandu: Author.
- ・Nepal National Education Planning Commission(1956). *Education in Nepal*. Kathmandu: The Bureau of Publications, College of Education.
- ・Pande, B.D.(1978). *Development of higher education in Nepal, 1918-1976*. unpublished doctoral dissertation, Southern Illinois University at Carbondale.
- ・Prasad, Ishwari(1996). *The life and times of Maharaja Juddha Shumsher Jung Bahadur Rana*

- of Nepal. New Delhi: Ashish Publishing House.
- Shaha, Rishikesh(1990). Modern Nepal political history 1769-1955. 2 volumes. New Delhi: Manohar Publication & Distributors.
- Sharma, G.N.(1980). *School curriculum in Nepal*. Kathmandu: Hem Kumari Sharma.
- Upraitly, T.N.(1962). *Financing elementary education in Nepal*. unpublished doctoral dissertation, University of Oregon at Eugene.
- Vaidya, T.R., Manandhar, Tri Ratna, & Joshi, Shankar Lal(1993). *Social history in Nepal*, New Delhi: Anmol Publications Pvt. Ltd.
- Vir, Dharam.(1988). *Education and polity in Nepal*. New Delhi: Northern Book Centre.
- Wood, H B.(1965). *The Development of education in Nepal*. Washington, D. C.: U.S.Department of Health, Education, and Welfare, Office of Education.
- Wright, Daniel(ed.)(1877). History of Nepal. Cambridge: University Press.

The First Sign of Establishment of Education System under Ranacracy in Nepal

Yutaka Nakamura

The purpose of this paper is to clarify the educational development under Ranacracy in the Kingdom of Nepal by analyzing educational policies and reforms of Rana Prime Minister and Maharaja, through focusing on "the Istihar on education, 1996 Sambat" and "the Government of Nepal Act, 2004 Sambat", and so forth.

Jang Bahadur, the founder of Ranacracy was impressed English education and established English-type school (circa 1953) known as "Durbar School" to educate his sons by foreign tutor rather than religion-oriented instruction. This was probably the beginning of organised English education in Nepal. He also formed the Department of Education to manage this school smoothly.

Dev Shamsher, very enlightened Rana ruler tried to spread education among the people by establishing primary schools in every village, but his attempt was in vain because of pressure of the conservatives.

The ruler of the golden age of Ranacracy, Chandra Shamsher oppressed mass education and monopolized English education at first, afterward he founded Tribhuvan-Chandra College and many language schools, sent students to Japan for studying modern technical education, developed Durbar High School and the other English Schools, and maintained the Department of Education.

Juddha Shamsher reformed education in the kingdom, such as promotion of technical education, establishment of Sanskrit Schools, and organisation of the Education Committee and the Board of SLC Examination. In addition, he decreed the "Istihar" on education, known as the first educational code in Nepal to permit people to open private schools. This code also provided for free education for students suffered from poverty and financial support of the government to schools.

Padma Shamsher, enlightened Rana ruler also, decided to introduce M.K.Gandhian Basic Education as a model of education and for this purpose, he established Basic Teacher Training Centre, the first teacher training centre in Nepal. Furthermore, he declared promulgation of "the Government of Nepal Act, 2004 Sambat" in 1948.

With regard to education, this Act which was considered to be the first Constitution in Nepal provided for the security of "universal free compulsory elementary education" to the citizens of Nepal, the duty of the Gram and Nagar Panchayats, or village and town councils to attend "all matters relating to . . . education", and the responsibility of the government to provide for "universal, free, compulsory, elementary education, . . . technical and higher education", and "liquidation of adult illiteracy"

With obstacles of the conservatives the provision of "the Government of Nepal Act, 2004 Sambat" hardly carried out, but importance of this Act which have possibilities for forming the foundation of national system on education in Nepal should not be overlooked.